



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.11.16 No. 4709

強制配転者・予科生 { 12/12 } の士職登用問題で団交 { 申2号 } (交渉報告)

一月二日、十一時より、
動労千葉申二号(強制配転者及
び予科生の即時士職登用の申し
入れ)に関する団体交渉が、強
制配転者・予科生の当該が参加
する中で行なわれた。

しかし、団交の席上千葉支社
は、運転職場から強制配転され
た経緯について、全く調べもし
ないで団交に出席するという不
真面目な対応に終始した。

われわれは、こうした千葉支
社の対応を怒りを込めて厳しく
弾劾するとともに、強制配転粉
砕！運転士資格保有者の即時登
用をもとめる署名の貫徹に向け
て全力で闘いぬこう。

団交でのやりとりの要旨は、
以下のとおりとなっている。

団交で、個人の 問題はなじまな い？

会社 申二号について回答。

(回答書参照)

組合 動労千葉は、一〇年にわ
たって申し入れており、「需
給を考慮」というが、この一
〇年間需給が同じだったわけ
ではない。また、「個人面談
で把握」というが、この問題
は一年前の配転問題での団交
ではない。

会 個々の申告については、現
場で把握して指導している。

組 会社は、地労委命令もまる
つきり無視し「昇進の基準」
と言っているが、何を根拠に
してそう言っているのか。技
能や知識をもとにして運転士

にするのが普通だが、今は促
成栽培で運転士にしている。
動労千葉の組合員を戻さない
のは、どういう問題があるの
か。

会 促成栽培はしていない。車
両の知識や医適も含めてやっ
ている。

組 字面だけの回答はもう見飽
きた。一〇年という生まれ
た子供がすでに小学生になっ
ている。結局、体よく団交を
やったというだけではないか。
「任用の基準に基づいて」と
言うのであれば、個人的なこ
とは全て知っているわけでは
ないか。「任用の基
準」について、個人の具体的
な例で話してもらいたい。「
動労千葉だから戻せない」と
言われたほうがまだ納得でき
る。ほんの五行の回答では、
何もしないということではな
いか。

会 団交では、個人の問題はな
じまない。

組 個人的に言えないならば、
「任用の基準」についてもつ
と詳しい内容を出すべきだ。
この問題は、各個人の問題が
議論されなければ何の解決に
もならない。個人が配転され
ているのが問題なのだ。会社
がこの問題を掘り下げる姿勢
があれば、個人の問題につい
て出してくるはずだ。現場で
駅長は「戻してやりたい」と
言っているのに、どこでこれ
を解決するのか。

会 任用の基準に従って行なっ
ている。

動労千葉申第2号(申入書)に対する回答及び見解

平成9年12月11日
千葉支社

- 1 動労千葉所属の強制配転者を、本人の希望する運転職場に速やかに復帰させること。
- 2 また、運転士資格保有者を直ちに士職に登用し、本人の希望する職場に配置すること。
- 3 この間、動労千葉所属の強制配転者・運転士資格保有者を「塩漬け」状態に置く一方で、「平成採用者」等を促成栽培的に運転士に養成し続けている根拠を具体的に明らかにするとともに、運転保安の観点からもこのような施策を中止すること。

社員の配置については、支社の需給状況を考慮しつつ就業規則の任用の基準に則り取り扱っているところであり、希望については、個人面談等で前広に把握しているところである。

また、車掌試験や運転士試験については、昇進基準(規程)に則り取り扱っているところである。

年令構成上も予 科生を登用すべ きだ！

組 駅には二年交替で出された
経緯がある。二年が一〇年に
なつて、何もないということ
は、会社が何もやるべきがない
ということではないか。

会 需給状況を見ながら行なっ
ている。

組 平成採用者を運転士にして
いるということは、運転士の
枠があるということではないか。
後から入った者を採用
し、前の者を登用しないとは
どういうことか。

会 駅の需給状況もある。

組 順序があるのだから、まず
配転者や予科生を運転士にし
ておいて、新人を営業にいれ
ればいいではないか。

会 年令構成の問題もあり、一
〇年後も考慮しなければなら
ない。

組 年令構成というならば、予
科生の年代が一番いなので
はないか。ここが年代をつな
ぐ一番大事なところである以
上、ここを入れるべきだ。
会 任用の基準に基づいておこ
なっている。

パンフレット

組 年令構成の問題にはいったのに、何で元の回答にもどるのだ。そんなことばかり言っているから不当労働行為だと言われるのだ。予科生の年代を戻さないということは、その年代が必要ないということなのか。

会 その年代は、どこも薄い年代であり欲しいのは事実だ。

平成採を抜かれて駅でも悲鳴をあげている

組 会社は、「営業感覚」を持った運転士になってほしいと言っているが、一年しか営業をやっていない平成採用より配転されいる運転士たちのほうが抜群のはずだ。しかも、「俺は車掌でいい」という者も運転士にしてしまい、そうなるも駅にも若い人がいなくなってしまう。駅では、広域の人が二年で戻り、平成採用が一年で出てしまう。こうなると覚える寸前で抜かれてしまうので、駅でも悲鳴をあげている。

会 任用の基準に基づいてやっているところだ。

組 「任用の基準に則り取り扱っている」と書いてあるが、運転士には知識や技能が必要だと思うが、売店に配置する場合の適性とはどういうことになるのか。

会 それらのことを総合的に見て行なうものである。

当時の経過について、知らないなかつたので知らない

組 当時、運転士が余っているから二年間だけ出てくれというのと、民間になるのだから営業感覚が必要だという二点で出されているのだ。

人事課 その時の経緯についてはちよつとわからないが、

組 出された時の経緯も知らないで団交に出てきているのか。もっと勉強して出てこい。

人事課 支社全体の需給を見ながら社員を配置している。

組 どの会社でも、やったことの説明は行なわなければならぬのが普通だ。JRは、人事権という権力をもっているのだから、きちんとした説明を行なう必要があるのだ。開直りのような態度を行なうのは、人間のやることではない。

会 回答になっていないということだが、きちんと回答している。

組 この問題は、自己申告に基づいて配転した問題ではない。だれを発令するかの問題だ。運転士のポナスカットの時には色々な理由をつけておいて、強制配転の問題については理由を言えないというのはどういうことだ。

会 個人面談を行なったデータは人事課で受けとめている。

組 強制配転や予科生の問題は希望以前の問題だ。結局、データを取っているだけで無視したということだ。

会 事故申告に対する回答は現場には行なっていない。

組 会社のシステムとしておかしいと思わないのか。現場長としても、要求に対して答える義務があるのではないか。

会 聞かれれば答える義務はあると思う。

組 この問題は、一方では、大月事故のように列車の運行もわからない運転士がいるという現実があり、他方ではベテラン運転士が放っておかれていっていることだ。会社の代表として団交に出ている以上、「任用の基準」という回答はおかしい。組合は、団交で言ったことには責任を持つが、会社もそういう姿勢を持つべきだ。

以上のとおり、会社の回答は、「任用の基準」だけを理由にした説明にならない説明に終始している。

われわれは、一〇年に及ぶ強制配転にさらなる怒りを燃やして、強制配転粉砕の署名運動を全職場で貫徹しよう！

日刊四七〇六号、千葉運転区乗務員会会長・五十嵐和夫氏、副会長・征矢良一氏に訂正します。

配転者・予科生を

運転士に！

署名運動を貫徹しよう！